

富 生 第 1 6 号
令 和 6 年 4 月 19 日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

富谷市長 若 生 裕 俊



(仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について (回答)

令和 6 年 3 月 14 日付け環対第 387 号で照会のあった標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

よろしくお取り計らい願います。

記

1 環境の保全の見地からの意見について

- (1) 区域内に農地(水田)がある場合、現存する生物等生態系の環境破壊等には留意願います。
- (2) 現存するため池及び水路等では、長期間の継続により生態系が形成されているため、急激な変化等による生態系の破壊等には留意願います。
- (3) 森林の有する多面的機能(水源涵養、土砂災害防止、環境保全機能、生物保全等)に支障を及ぼすことの無いよう留意願います。

2 その他

- (1) 区域内で農地がある場合は、農地を農地以外に転用するための、農地法第 5 条許可申請書(宮城県知事許可)または農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出を農業委員会あて提出してください。
- (2) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響を考慮し、環境影響評価準備書にある「騒音・振動」について環境保全措置を徹底すると共に、廃棄物の飛散防止対策を確実に遂行されるよう指導願います。

担当：生活環境課 廃棄物対策担当 高橋

電話：022-358-0515

Mail：seikatsu@tomiyama-city.miyagi.jp



開発区域内に現存する農地(水田)について

- ・区域内に現存する農地については、休耕田となり畑地化及び荒廃している農地の現状であるが、畑地には、広く生息している蛇やミミズ、クモ、ヤスデ、ムカデなどの土壌生物、畑地の近隣には水田のある地域であるため、水田に生息しているトンボやカエルなどの水生動物が畑地や荒廃地でも見られるため、生態系への影響に留意願います。

なお、農地以外の目的として利活用する場合には、農地法の定めによる許可申請や届出、農地の現状が荒廃し、農地として耕作等出来ない場合は、農地を非農地として農地でなくする願出があります。

開発区域外に現存するため池について

- ・森林や沢地を通して流れ出る水が流入している現存のため池については、森林等の一部が開発区域内に入ることにより、ため池の上流部に位置する森林が無くなるため、これまでの森林等を通して流れ出していた水量や水質などの変化により、長年築かれてきた水生植物、水生昆虫、魚類、両生類、鳥類などが生育・生息する良好な環境に影響を及ぼさないよう留意願います。

森林の有する多面的機能(水源涵養、土砂災害防止、環境保全機能、生物保全等)について

影響を懸念している多面的機能

- ・水源涵養:区域内を源流としていた、ため池に流入する森林を通じた水質の向上への影響
- ・環境保全機能:野生生物種への影響による減少
- ・生物保全:野生生物種の保全







西成田金打崎

西成田榎町

水

道

雑種地(算価)

雑種地(算価)

雑種地(算価)

雑種地(算価)

原野

原野
2.38

38-1
雑草地(単面)
84

137-
田(調)
2434

56-3
田(調)
11

57-1
田(調)
34

39-4
3宅地
342

5宅地
1173.72

82
82原野
462

54-1
田(調)
635

81
81原野
556

①-3

道

34
山林(調)
548

53
53原野
201

59
59原野
406

58-1
58原野
1245

西成田南田

60
60原野
78

52
52原野
104

51
51原野
228

62
62原野
248

61
61原野
92

50
50原野
179

49
49原野
212



